

報道発表



令和5年9月27日
長崎税関

長崎税関における関税法違反事件の取締り状況 —令和5年上半期（1～6月）—

長崎税関は、令和5年上半期（1～6月）の当税関管内における関税法違反事件の取締り状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税法違反事件の主な調査事例

〔事例〕 本年3月8日、大阪税関関西空港税関支署において摘発されたアラブ首長国連邦来航空小口急送貨物（国際宅配便）に隠匿された覚醒剤含有液体約13.6kgの輸入未遂事件に関し、当税関は、長崎県警察と共同により調査を実施した結果、本年4月及び5月、本件貨物の受取人である長崎市在住の日本人男性1名の他、その指示役などを含む犯則嫌疑者3名を長崎地方検察庁に告発した。

なお、押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約16万回分、末端価格にして約3億円に相当する。

（参考：本年8月末現在、告発4件（犯則嫌疑者6名））

〔事例写真〕

アラブ首長国連邦来覚醒剤密輸入事件（オイル缶に隠匿された覚醒剤含有液体）



2. 関税法違反事件の告発及び通告処分実績

当税関管内における関税法違反事件の告発及び通告処分^{※1}については、告発2件、通告処分4件の計6件である。

犯則態様別については、次表のとおり社会悪物品輸出入事犯3件、無許可輸出入事犯2件、その他事犯1件である。

なお、社会悪物品輸出入事犯3件については、覚醒剤事犯2件、指定薬物^{※2}事犯1件である。

※1 告発、通告処分実績には、他税関で摘発され当関に引き継いだ事件も含んでいる。

※2 指定薬物とは、いわゆる危険ドラッグと言われるもので、中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有し、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されているもの。

犯則態様	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		前年同期比
					(1-6月)	(1-6月)	
社会悪物品輸出入事犯	7	6	9	6	3	3	100%
関税脱税事犯	-	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入事犯	6	6	1	-	-	2	全増
その他（手続き違反）	1	3	-	-	-	1	全増
合計	14	15	10	6	3	6	2倍

3. 関税法違反事件の摘発実績

当税関管内における関税法違反事件の摘発については、無許可輸出入事犯等の6件である。

※ 前記2の処分実績とは一致していない。

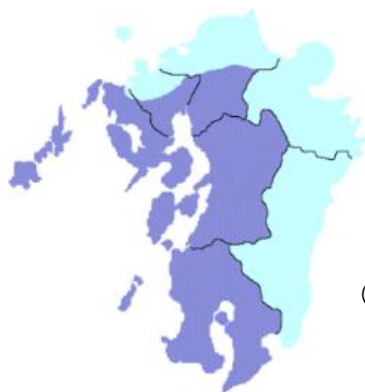
態様別	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		前年同期比
						(1-6月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
大麻	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
あへん	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	3	-	-	-	-	-	-
	kg	15	-	-	-	-	-	-
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	3	-	-	-	-	-	-
	kg	15	-	-	-	-	-	-
MDMA等	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	3	-	-	-	-	-	-
	kg	0	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入等	件	16	11	2	4	1	6	6倍
合計	件	22	11	2	4	1	6	6倍
	kg	15	0	-	-	-	-	-

4. 不正薬物等の密輸出入阻止に向けての税関の取組み

当税関においては、次の対策に取り組み、水際取締りを強化している。

- (1) 関係機関等との情報交換の促進
- (2) X線検査装置、麻薬探知犬その他の取締・検査機器の有効活用
- (3) 広域的な事案に対する警察・海上保安庁等の関係機関との合同取締りの実施
- (4) 民間企業からの不審情報提供に係る連携強化等、官民一体となった取組み促進
- (5) 国民からの不正薬物等密輸出入に関する情報収集の強化

5. 参考（長崎税関管轄区域）



(※) 長崎税関管轄区域：

長崎県（壱岐、対馬を除く。）、福岡県及び佐賀県のうち有明海に近接する地域（久留米市、大牟田市、佐賀市、鳥栖市等）、熊本県、鹿児島県



広報担当	長崎税関総務部税関広報広聴官 電話 095-828-8606
------	-----------------------------------